

山梨県国民保護計画（素案）に係る

協議会委員及び幹事からの主な意見

（委員からの意見）

水防管理者に対する指示について、水防管理者が対応する際の安全性が確認された後に指示を行うよう記述をお願いしたい。

さらに水防管理者に対して、武力攻撃の状況、措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に関し十分配慮するものとされたい。（素案128ページ関係）

国民保護法は第22条で、

「地方公共団体は関係機関が実施する国民の保護のための措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない」

と規定しており、さらに、第120条では、

「消防等（水防管理者を含む）に関する安全の確保として、消防の応援等 のために出動する職員の安全確保措置」

について規定しております。

そのような点を踏まえ、山梨県国民保護計画においては、「第1編 総論 第2章 国民保護措置に関する基本指針」として、「8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保」（素案5ページ）を掲げ、国民保護措置の実施に関する前提として最大限配慮することとしております。

県対策本部長が指定地方公共機関に対して行う損失補償が及ぶ総合調整

とは、どのような場合か記述して欲しい。（素案152ページ関係）

想定されるケースとしては、県対策本部長が運送事業者である指定地方公共機関に緊急物資の運送を指示するケース等です。

損失補償が及ぶ総合調整等の内容については、国に準ずるものとされており、素案152ページに記述しました。

(幹事からの意見)

警報の放送等において、放送事業者の自主性・自律性について記述して欲しい。(素案 77 ページ関係)

国民保護法において、放送事業者である指定 (地方) 公共機関が放送義務を負うのは、素案 9 ページに記載したとおり

- ・警報 (第 50 条)
- ・避難の指示 (第 57 条)
- ・緊急通報 (第 101 条)

の 3 つに限定されています。

放送の方法については、内容の正確性を損なわない範囲で、放送事業者の自主的な判断に委ねられます。

そのような意味から、本県の国民保護措置の基本指針として、素案の 4 ページに「 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮」を記述しました。

「 指定地方公共機関の国民保護業務計画に対する知事の助言」には、強制力が伴うのか。(素案 25 ページ関係)

指定地方公共機関の業務計画は、あくまでも自主的な判断に基づいて作成されるものです。

知事の助言は業務計画の円滑な運用等に資するための助けとなるような進言であり、それにより法律上の義務が生ずるものではありません。

他に指摘のあった字句について素案内容を訂正をしております。

例 自衛隊 国民保護措置を命ぜられた自衛隊 (15、123 ページ他)
医療の確保 医療・看護の確保 (9 ページ)